



大監収第11号  
令和7年9月5日

請求人 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行  
東大和市監査委員 中間 建二

東大和市職員措置請求書に基づく監査について（通知）

令和7年8月12日に受付けいたしました「東大和市職員措置請求書」については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に定める住民監査請求としての要件を欠いているものと判断し、同条に基づく監査を実施しないこととしたので、通知いたします。

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

この住民監査請求を行う場合には、違法又は不当な公金の支出や財産の管理を怠る事実について、これらを「証する書面」を添えて請求することとされています。

本件の東大和市職員措置請求書は令和7年8月12日に受付けいたしましたが、請求書と事実証明書（証する書面）の内容に相違があり、請求の要旨を記載する文面（請求書）にはその行為や事実がどのような理由で違法又は不当であるかの記載もありませんでした。

そのため、令和7年8月22日に住民監査請求（東大和市職員措置請求書）の補正について、令和7年8月29日を提出期限として、監査委員事務局窓口で依頼をさせていただきましたが、期限までに提出がありませんでした。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。